

令和6年3月吉日

施術所 各位

あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費に関する受領委任制度導入について

関西たばこ国民健康保険組合
大阪府国民健康保険団体連合会

平素は当国保組合の事業運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標題につきまして、当組合では令和6(2024)年4月施術分より受領委任制度を導入いたします。

恐れ入りますが、令和6年4月以降は下記のとおりご請求くださいますようお願い申し上げます。

記

- 療養費支給申請書の提出先について（受領委任の承諾を受けた施術所）
 1. 令和6(2024)年3月施術分まで
従来どおり、当国保組合にご提出ください
 2. 令和6(2024)年4月施術分以降
大阪府国民健康保険団体連合会にご提出ください。
 - ※ 受付は毎月10日を締切日としています
 - ※ 提出業務を団体等に委託している場合は、団体等でまとめて大阪府国民健康保険団体連合会へ提出してください。
- 受領委任の承諾を受けていない施術所
当国保組合に療養費支給申請書の提出をすることができなくなり、被保険者による償還払い（※）対応のみとなります。
 - ※ 償還払い：施術所で施術を受けた患者が、施術所の窓口で施術料金の全額を支払うとともに、保険者に対して療養費の支給申請を行い、保険給付を受ける方法

以上

[お問い合わせ先]

関西たばこ国民健康保険組合
住 所：大阪市浪速区日本橋5-7-23 近藤ビル内
電話番号：06-6633-2000